

令和 8 年 4 月 2 8 日  
生活環境部産業廃棄物課

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第 7 条  
の設置許可の取消処分について

このことについて、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 6 年福島県条例第 7 6 号、以下「条例」という。）第 1 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり県中地方振興局において屋外保管事業場の設置許可（条例附則第 3 項で定めるみなし許可）の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 氏名 株式会社白河グリーン（法人番号 4 3 8 0 0 0 1 0 2 9 5 2 6）  
代表取締役 張 建栄
- (2) 住所 福島県白河市土武塚 7 番地
- (3) 事業場所在地 田村市大越町下大越字下田 4 0 番 1

2 処分の内容

屋外保管事業場の設置許可（条例附則第 3 項で定めるみなし許可）の取消し

3 処分の理由等

当該法人の役員が、令和 7 年 1 1 月 1 2 日に大田原簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。）違反による罰金刑を受け、同年 1 1 月 2 8 日に刑が確定した。

このことが、条例第 8 条第 1 項第 2 号セに規定する欠格要件に該当し、条例に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和 8 年 4 月 2 7 日